

# 家計急変世帯に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

## 1 給付対象世帯

令和5年1月以降の収入が予想せず家計が急変したことで減少し  
「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

※基準日（令和5年12月1日）に高島市に住民登録があることが必要です。

※住民税が課税されている方の扶養にとられている方だけの世帯は対象外です。

※住民税非課税世帯に対する重点支援給付金との重複受給はできません。

## 2 住民税非課税相当の判定方法

- 申請時点の直近の3か月の収入を年収に換算して判定します。
- 収入の種類は給与、事業、不動産、公的年金です。  
※非課税の収入（遺族・障害年金・失業保険など）は含みません。  
※収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。
- 世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることを確認します。

### 住民税非課税判定方法のイメージ

扶養している親族の状況	非課税相当 年間収入限度額	非課税相当 所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	93.0万円以下	38.0万円
配偶者を含めた扶養親族が1名の場合	137.8万円以下	82.8万円
配偶者を含めた扶養親族が2名の場合	168.0万円以下	110.8万円
配偶者を含めた扶養親族が3名の場合	209.7万円以下	138.8万円
配偶者を含めた扶養親族が4名の場合	249.7万円以下	166.8万円
障がい者・未成年者・寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満	135.0万円

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

### 3 給付額・申請期限

給付額：1世帯当たり7万円

申請期限：令和6年3月15日（金）【必着】

### 4 給付のための手続き

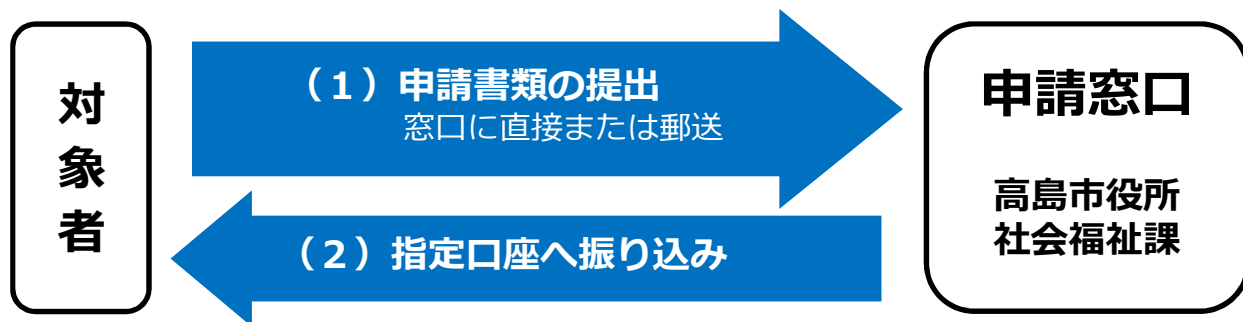
高島市役所 社会福祉課までご提出ください。

※各支所では相談および書類提出は受け付けられませんので、ご注意ください。

【提出必要書類】 申請書類は高島市ホームページでも取得していただけます。

- ①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）および簡易な収入（所得）見込額の申立書（家計急変者）
- ②申請・請求者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険被保険者証等）
- ③（令和5年1月1日以降、市外で複数回転居した方）戸籍の附票の写し
- ④受取口座を確認できる書類の写し（通帳・キャッシュカード等）
- ⑤「申請時点の直近の3か月の収入の状況を確認できる書類」の写し

※「申請時点の直近の3か月の収入」については、給与明細、年金振込通知、売上帳簿（いずれもない場合は預金通帳）の写し



※収入の減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ

○高島市役所 健康福祉部 社会福祉課

重点支援給付金担当 ☎0740-25-8535

【住 所】〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

【受付時間】 平日8:30~17:15